

春の全国交通安全運動

期間 令和8年4月6日(月)～4月15日(水)

スローガン

自転車も ルール破れば 重い罪



【令和7年度茨城県交通安全ポスターコンクール受賞作品】

最優秀賞(茨城県知事賞)

つくば市立島名小学校

松尾 咲楽 さんの作品(当時4年生)

優秀賞(茨城県交通安全母の会連合会長賞)

茨城町立青葉小学校

林 芽生 さんの作品(当時5年生)

主唱 茨城県交通安全対策会議

通学路・生活道路における こどもを始めとする歩行者の安全確保

安全安心な交通環境の実現

地域全体で通学路や生活道路における見守り活動を推進しましょう。
※令和8年9月1日から生活道路の法定速度が30km/hに引き下げられます。



歩行者も交通ルールを守ろう

横断歩道がある場所では横断歩道を利用し、ドライバーに横断する意思をしっかりと伝えて安全を確認してから渡りましょう。

「ながらスマホ」の根絶や 歩行者優先等の安全運転意識の向上

ながらスマホゼロ・飲酒運転ゼロ

スマホやカーナビを操作しながらの運転は注意力を奪い、重大な事故の原因になります。必ず運転に集中しましょう。

飲酒運転やあおり運転は危険で悪質な犯罪です。飲酒運転を絶対に「しない」「させない」という強い意志を持ち、飲酒運転を根絶しましょう。



歩行者優先意識の徹底

ドライバーは思いやりや譲り合いの気持ちを持って歩行者を優先しましょう。
横断歩行者がいる場合は必ず一時停止して、歩行者に道を譲りましょう。



自転車・特定小型原動機付自転車の 交通ルールの理解・遵守の徹底

ヘルメット着用を徹底しよう

自転車や特定小型原動機付自転車を利用する際は、頭部を守るためヘルメットの着用が重要です。ヘルメットの正しい着用は、事故の際に被害を大きく減らす効果があります。

自転車や特定小型原動機付自転車の安全利用、交通ルールを理解しよう

16歳以上の自転車運転者による一定の交通違反に対して、交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が導入されます。

自転車安全利用五則

- ①車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



4月10日(金)は

「交通事故死ゼロを目指す日」